



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉・援護課）…………… 1
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の所在地の変更の届出（福祉・援護課）…………… 1
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課）… 3
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課）… 3
- 生活保護法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定（福祉・援護課）…………… 4
- 生活保護法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定（福祉・援護課）… 5
- 事業の認定（用地課）…………… 5
- 道路の区域の変更（道路管理課）…………… 7
- 県道の供用の開始（道路管理課）…………… 8
- 国道の供用の開始（道路管理課）…………… 8
- 公共測量の実施の通知・2件（道路管理課）…………… 8
- 都市計画の変更・4件（都市計画・モノレール課）…………… 8

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定（科学技術振興課）…………… 9
- 技能検定の実施（雇用労政課）…………… 10
- 開発行為に関する工事の完了・3件（中部土木事務所）…………… 12
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築指導課）…………… 12

告 示

沖縄県告示第84号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成23年3月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
沖縄赤十字病院	那覇市与儀1丁目3番1号	平成22年7月1日
小禄東薬局	豊見城市字豊見城371番地1	平成22年12月1日
あさひ薬局	北中城村字仲順231番地3	平成22年12月1日

沖縄県告示第85号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成23年3月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
ケアステーションま〜ま〜ず	糸満市字潮平691番地1大城アパート103	糸満市字潮平713番地下門アパート103	糸満市字潮平691番地1大城アパート103	平成21年12月20日
ホームヘルパーステーションおもと園	那覇市安里1丁目7番3号7F	那覇市安里1丁目5番3号	那覇市安里1丁目7番3号7F	平成22年1月1日
訪問介護みのり	宮古島市伊良部字池間添723番地60	宮古島市伊良部字前里添481番地9	宮古島市伊良部字池間添723番地60	平成22年6月1日

2 訪問入浴介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
訪問入浴サービスおもと園	那覇市安里1丁目7番3号7F	那覇市安里1丁目5番3号	那覇市安里1丁目7番3号7F	平成22年1月1日

3 訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
訪問看護ステーションおもと園	那覇市安里1丁目7番3号7F	那覇市安里1丁目5番3号	那覇市安里1丁目7番3号7F	平成22年1月1日

4 福祉用具貸与

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
福祉用具サービスステーションおもと園	那覇市安里1丁目7番3号7F	那覇市安里1丁目5番3号	那覇市安里1丁目7番3号7F	平成22年1月1日
株式会社匠プランニング	名護市字伊差川19番地1	名護市字宇茂佐1709番地110	名護市字伊佐川19番地1	平成22年1月12日

5 特定福祉用具販売

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
株式会社匠プランニング	名護市字伊差川19番地1	名護市字宇茂佐1709番地110	名護市字伊佐川19番地1	平成22年1月12日

6 居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
居宅介護支援事業所安里	那覇市安里1丁目7番3号7F	那覇市安里1丁目5番3号	那覇市安里1丁目7番3号7F	平成22年1月1日
居宅介護支援事業所おもと園	那覇市安里1丁目7番3号7F	那覇市安里1丁目5番3号	那覇市安里1丁目7番3号7F	平成22年1月1日

7 介護予防訪問入浴介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日

訪問入浴サービスおもと園	那覇市安里1丁目7番3号7F	那覇市安里1丁目5番3号	那覇市安里1丁目7番3号7F	平成22年1月1日
--------------	----------------	--------------	----------------	-----------

8 介護予防訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
ケアステーションま〜ま〜ず	糸満市字潮平691番地1大城アパート103	糸満市字潮平713番地下門アパート103	糸満市字潮平691番地1大城アパート103	平成21年12月20日
ホームヘルプステーションおもと園	那覇市安里1丁目7番3号7F	那覇市安里1丁目5番3号	那覇市安里1丁目7番3号7F	平成22年1月1日
訪問介護みのり	宮古島市伊良部字池間添723番地60	宮古島市伊良部字前里添481番地9	宮古島市伊良部字池間添723番地60	平成22年6月1日

9 介護予防訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
訪問看護ステーションみのり	那覇市安里1丁目7番3号7F	那覇市安里1丁目5番3号	那覇市安里1丁目7番3号7F	平成22年1月1日
訪問看護ステーションおもと園	那覇市安里1丁目7番3号7F	那覇市安里1丁目5番3号	那覇市安里1丁目7番3号7F	平成22年1月1日

10 介護予防福祉用具貸与

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
福祉用具サービスステーションおもと園	那覇市安里1丁目7番3号7F	那覇市安里1丁目5番3号	那覇市安里1丁目7番3号7F	平成22年1月1日
株式会社匠プランニング	名護市字伊差川19番地1	名護市字字茂佐1709番地110	名護市字伊佐川19番地1	平成22年1月12日

沖縄県告示第86号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成23年3月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
沖縄赤十字病院	那覇市古波蔵4丁目11番1号	平成22年7月1日
小禄東薬局	豊見城市字豊見城371番地1	平成22年12月1日
あさひ薬局	北中城村字仲順231番地3	平成22年12月1日
ファミリー歯科	石垣市字新川1695番地128	平成22年12月26日
宮里小児科	那覇市前島1丁目6番17号	平成22年12月31日

沖縄県告示第87号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、

指定介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成23年3月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
ケアプランセンターいそ	浦添市伊祖四丁目2番1号	平成22年10月31日

沖縄県告示第88号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年3月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
桜山荘通所介護センター未来館	豊見城市字平良88番地1 嘉数ビル1 F	平成22年10月1日
プラザ・デイサービス	沖縄市久保田一丁目10番5号	平成23年1月1日
デイサービスくぼの葉	南風原町字新川522番地1 F	平成23年1月12日

2 通所リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
デイケアみなみ野	南城市大里字大里2584番地2	平成23年1月4日

3 短期入所生活介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
医療法人沖縄徳洲会ショートステイこくら	那覇市古波蔵3丁目8番28号	平成22年10月1日

4 小規模多機能型居宅介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
小規模多機能ケアホームうえの家	那覇市字上之屋408番地4	平成22年11月18日

5 認知症対応型共同生活介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
グループホームうえの家	那覇市字上之屋408番地4	平成22年11月18日

6 介護予防訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
うんなるヘルプサービス	与那国町字与那国4022番地96	平成23年1月6日

7 介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日

デイサービスステーションあい愛・みらくる館	糸満市字照屋1203番地1	平成22年12月15日
プラザ・デイサービス	沖縄市久保田一丁目10番5号	平成23年1月1日
デイサービスくばの葉	南風原町字新川522番地1F	平成23年1月12日

8 介護予防通所リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
デイケアみなみ野	南城市大里字大里2584番地2	平成23年1月4日

9 介護予防短期入所生活介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
医療法人沖縄徳洲会ショートステイこくら	那覇市古波蔵3丁目8番28号	平成22年10月1日

10 介護予防小規模多機能型居宅介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
小規模多機能ケアホームうえの家	那覇市字上之屋408番地4	平成22年11月18日

11 介護予防認知症対応型共同生活介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
グループホームうえの家	那覇市字上之屋408番地4	平成22年11月18日

沖縄県告示第89号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年3月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ケアプランセンターいそ	浦添市伊祖一丁目32番2号	平成22年11月1日
指定居宅介護支援事業所マナ	那覇市字上之屋402番地3	平成22年12月1日

沖縄県告示第90号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成23年3月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 起業者の名称 宜野湾市
- 2 事業の種類 市道大山7号道路改良事業（沖縄県宜野湾市大山五丁目地内から同市大山六丁目地内まで）及びこれに伴う附帯工事
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 沖縄県宜野湾市大山五丁目及び大山六丁目地内

(2) 使用の部分 沖縄県宜野湾市大山五丁目地内

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、沖縄県宜野湾市大山五丁目地内から同市大山七丁目地内までの延長約0.8キロメートルの区間を全体計画区間とする市道大山7号道路改良事業及びこれに伴う附帯工事（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。本件事業のうち、市道大山7号道路改良事業（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号の市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行に伴う工事用進入路等の附帯工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

市道大山7号（以下「本路線」という。）は、道路法第8条の規定により宜野湾市長が市道に認定した路線である。宜野湾市は、同法第16条の規定により本路線の道路管理者であることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

さらに、本件事業に必要な用地取得費及び事業費について財政措置が講じられていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

本路線は沖縄県宜野湾市大山五丁目地内の一般国道58号との交差点を起点とし、同58号宜野湾バイパスを横断して、宜野湾マリン支援センター横を経由し、同市大山七丁目地内の同58号宜野湾バイパスとの交差点を終点とする延長約1.66キロメートルの道路である。

宜野湾市は中央部に米軍の普天間飛行場があるため、ドーナツ状に市街地を形成している。同市の交通網は、一般国道58号、同58号宜野湾バイパス、同330号、県道宜野湾北中城線及び同34号線で同飛行場を取り巻くように形成され、農業及び商業等の社会生活基盤を支えている。

本路線が位置する宜野湾市大山地区の中央部には南北に2.0キロメートル、東西に0.5キロメートルの広大な大山田いも栽培地区があり、東側は宜野湾市立大山小学校のほか、店舗及び住宅等が集中し、西側は大山地区公民館、マリン支援センター等の公共施設や県営高層住宅のほか、大型商業店舗及び住宅が集中する地域である。

大山地区の交通網は、一般国道58号、同58号宜野湾バイパス及び市道伊佐大山線が南北に平行に走っているが、東西を連絡する道路が全くないため、当地区の交通網は東西に分断された状態となっており、当地区の交通の利便性が阻害されている状況である。

また、大山田いも栽培地区では車両が通行できる道路がないため、トラクター等の農業機器を入れることができず、耕作者は肥料や生産物の運搬を人力や一輪車でっており、生産性が低下している要因となっている。

さらに、大山地区西側に住む宜野湾市立大山小学校の児童は、大山田いも栽培地区の水路の上（コンクリートボックス）等を利用して通学しているが、水路の上と田いも畑には高低差があり、街灯もないため不便で危険な状態となっている。

本件事業は2車線の道路を新設し、一部を拡幅し、市道伊佐大山線との取付道路を設置するものである。本路線の完成により、大山地区の交通網を東西に結ぶことができ、同地区の交通の利便性の向上が図られ、歩行者の安全も確保できる。また、都市内交通の円滑化が図られ、地域の発展に寄与するものである。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）による環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で、既存調査結果をもとに自動車の走行に起因する大気汚染、騒音及び振動について検討したところ、環境保全目標を達成することが予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

起業者が既存文献による調査を行ったところ、本件事業に係る起業地内に沖縄県レッドデータブツ

クにより準絶滅危惧に指定されているチュウサギ等が確認されているが、起業地周辺には草地等の生息・生育環境が広大に分布していることから、自然環境への影響は軽微であると認められる。

また、宜野湾市教育委員会文化課の資料によると、起業地内に保全を要する文化財は見受けられない。なお、万が一、埋蔵文化財等が発見された場合は、関係部署と協議し、適切な措置を講ずるとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の事業計画は、道路構造令（昭和45年政令第320号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成8年11月29日に3・4・62学園通り大山線として都市計画決定された区間の計画とほぼ整合している。取付道路のルートについては社会的・技術的・経済的な条件をもとに3案を比較検討し、最も合理的な案を採用している。

したがって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

大山地区の交通は東西に分断されているため、当地区の交通の利便性が阻害されている状況である。また、児童が田いも畑の水路の上を利用して通学しており、危険な状況であることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に半永久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足しているため、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 宜野湾市土木課

沖縄県告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成23年3月1日から同月14日まで一般の縦覧に供する。

平成23年3月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 331号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市字二見173番1から 名護市字二見13番まで	10.2m ～ 99.7m	807.4m
新	名護市字二見173番1から 名護市字二見13番まで	12.0m ～ 100.2m	807.4m

沖縄県告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、平成23年3月1日から同月14日まで一般の縦覧に供する。

平成23年3月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 路線名 白浜南風見線
- 2 供用開始の区間 竹富町字古見国有林188林班ろ小班から竹富町字南風見仲58番65まで
- 3 供用開始の期日 平成23年3月1日

沖縄県告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成23年3月1日から同月14日まで一般の縦覧に供する。

平成23年3月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 路線名 331号
- 2 供用開始の区間 名護市字辺野古690番22から名護市字辺野古690番4まで
- 3 供用開始の期日 平成23年3月1日

沖縄県告示第94号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年3月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 公共測量を実施する地域 那覇市字鏡水
- 2 公共測量を実施する期間 平成22年10月6日から平成23年3月30日まで
- 3 作業種類 公共測量（那覇空港基準点測量業務）

沖縄県告示第95号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年3月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 公共測量を実施する地域 那覇市字鏡水
- 2 公共測量を実施する期間 平成23年2月16日から同年3月30日まで
- 3 作業種類 公共測量（那覇空港基準点測量業務（その2））

沖縄県告示第96号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成23年3月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 3・2・10号豊見城中央線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 豊見城市字高安
 - (2) 削除する部分 なし

3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第97号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成23年3月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 3・4・36号国道331号
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 糸満市字糸満
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第98号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成23年3月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 3・4・37号糸満与那原線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 糸満市字糸満
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第99号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成23年3月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 3・4・1号饒波川線、3・4・2号谷口線、3・4・3号宇地泊伊佐線、3・4・59号喜友名登又線、3・4・62号学園通り大山線、3・4・68号我如古線、3・4・71号普天間線及び3・4・73号普天間中学校線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 なし
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成23年3月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 生物資源解析システム 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県企画部科学技術振興課 那覇市泉崎1丁

目2番2号

- 3 落札者を決定した日 平成23年2月3日
- 4 落札者の名称及び所在地 沖縄メディックス株式会社 南風原町字津嘉山1582番地
- 5 落札金額 85,189,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成23年1月21日

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成23年度前期及び随時実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成23年3月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 前期実施

(1) 技能検定の実施職種（作業）

ア 1級及び2級 園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（打出し板金作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業、いす張り作業、いす張り作業は学科試験のみ実施）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、写真（肖像写真デジタル作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

イ 3級 園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業）、左官（左官作業）、写真（肖像写真作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

ウ 単一等級 路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカール工事作業）、塗料調色（調色作業）及び産業洗浄（高圧洗浄作業、学科試験のみ実施）

(2) 技能検定の実施期日及び実施場所

区分	実施期日	実施場所
実技試験	1 平成23年6月6日（月曜日）から同年9月11日（日曜日）までの間において沖縄県職業能力開発協会が指定する日に行う。 2 統一実施 日程 平成23年8月28日（日曜日） 職種 建設機械整備（1・2級ペーパーテスト）	受検者あてに、沖縄県職業能力開発協会から通知する。
学科試験	1 平成23年7月24日（日曜日）に実施する職種（写真職種を除く3級） 園芸装飾、機械加工、造園、機械保全、左官及びフラワー装飾 2 平成23年8月21日（日曜日）に実施する職種 造園、サッシ施工、塗装、産業洗浄、とび及び防水施工 3 平成23年8月28日（日曜日）に実施する職種	受検者あてに、沖縄県職業能力開発協会から通知する。

	機械加工、建設機械整備、内装仕上げ施工、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作及び広告美術仕上げ 4 平成23年8月31日（水曜日）に実施する職種 写真 5 平成23年9月4日（日曜日）に実施する職種 園芸装飾、電気機器組立て、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装、建築板金、工場板金、ブロック建築、路面標示施工、塗料調色及びフラワー装飾
合格発表	1 写真職種を除く3級 平成23年8月26日（金曜日） 2 その他の級及び3級写真職種 平成23年9月30日（金曜日）

(3) 受検手続 技能検定受検申請書を平成23年4月11日（月曜日）から同月20日（水曜日）までに沖縄県職業能力開発協会（那覇市西3丁目14番1号）に提出すること。

2 随時実施

(1) 技能検定の実施職種（作業） 3級、基礎1級及び基礎2級

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業、銅合金鋳物鋳造作業、軽合金鋳物鋳造作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、旋盤作業、フライス盤作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンバダイカスト作業、コールドチャンバダイカスト作業）、機械保全（機械系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、染色（糸浸染作業、織物・ニット浸染作業）、ニット製品製造（丸編みニット製造作業、靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服製造作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（書籍製本作業、雑誌製本作業、商業印刷物製本作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石材加工作業、石張り作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業、プラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、ウェルポイント施工（ウェルポイント工事作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業）及び工業包装（工業包装作業）

注 随時実施に掲げる職種のうち3級の試験については、当該職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限り、受けることができるものとする。

(2) 技能検定の実施期日等

ア 実施期日 平成23年4月1日（金曜日）から平成24年3月31日（土曜日）までの間において、沖縄

県職業能力開発協会が指定する日に行う。

イ 受付期間 沖縄県職業能力開発協会において随時受け付ける。

ウ 実施場所 別途沖縄県職業能力開発協会から通知する。

- 3 その他 詳細については、沖縄県観光商工部雇用労政課（電話番号098-866-2366）又は沖縄県職業能力開発協会（電話番号098-862-4278）に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年3月1日

沖縄県中部土木事務所長 新垣 秀 和

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年5月10日 沖縄県指令中土第420号、平成22年12月28日 沖縄県指令中土第1057号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字渡口下原457番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 北中城村字喜舎場426番地の2 北中城村長 新垣邦男
- 5 検査済証番号 平成23年1月14日 C第73号
- 6 工事完了年月日 平成22年12月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年3月1日

沖縄県中部土木事務所長 新垣 秀 和

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年7月21日 沖縄県指令中土第616号、平成22年11月16日 沖縄県指令中土第927号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字千原248番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 宜野湾市我如古二丁目27番8号 石原昌京
- 5 検査済証番号 平成23年1月14日 C第72号
- 6 工事完了年月日 平成23年1月4日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年3月1日

沖縄県中部土木事務所長 新垣 秀 和

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年5月21日 沖縄県指令中土第458号、平成23年1月13日 沖縄県指令中土第30号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野湾市長田二丁目359番1及び360番1の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市長田一丁目15番13号 米須義高
- 5 検査済証番号 平成23年1月27日 C第74号
- 6 工事完了年月日 平成23年1月21日

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成23年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により沖縄県指定試験機関として指定した財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成23年3月1日

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多

1 試験期日及び時間

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験 平成23年7月3日(日曜日)午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験 平成23年9月11日(日曜日)午前11時30分から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験 平成23年7月24日(日曜日)午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験 平成23年10月9日(日曜日)午前11時30分から午後4時まで

2 試験場

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験 琉球大学 西原町字千原1番地

イ 設計製図の試験 琉球大学 西原町字千原1番地

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験 琉球大学 西原町字千原1番地

イ 設計製図の試験 琉球大学 西原町字千原1番地

3 受験申込手続

- (1) インターネットによる受験申込 インターネットによる受験申込は、平成16年以降に二級建築士試験及び木造建築士の受験申込をした者のうち、受験資格の確認のために必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込受付期間及び時間

(ア) 期間 平成23年4月1日(金曜日)から同月7日(木曜日)まで

(イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付最終日の午後4時まで

イ 受験申込方法 財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.jp/>)において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

(2) 受付場所における受験申込

ア 受験申込書の配布期間及び配布場所

(ア) 期間 平成23年4月11日(月曜日)から同月15日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(イ) 場所

a 北部建築設計協会(名護市大中一丁目19番24号名護市産業支援センター205号 電話番号0980-53-0952)

b 社団法人沖縄県建築士会(浦添市西原一丁目4番26号 電話番号098-879-7727)

c 沖縄県宮古土木事務所(宮古島市平良字西里1125番地 電話番号0980-72-2769)

d 八重山建築設計監理協会(石垣市浜崎町一丁目1番4号 電話番号0980-83-2920)

イ 受験申込受付期間及び受付場所 受験申込みは、次の(ア)及び(イ)に掲げる期間に、それぞれ当該(ア)及び(イ)に掲げる場所において受け付ける。

(ア) 平成23年4月11日(月曜日)から同月15日(金曜日)まで 社団法人沖縄県建築士会(浦添市西原一丁目4番26号 電話番号098-879-7727)

(イ) 平成23年4月11日(月曜日)及び同月12日(火曜日) 沖縄県宮古土木事務所(宮古島市平良字西里1125番地 電話番号0980-72-2769)及び八重山建築設計監理協会(石垣市浜崎町一丁目1番4号 電話番号0980-83-2920)

ウ 受付時間 午前10時から午後4時まで

エ 受験申込方法

(ア) 受験申込書をイの受付場所に直接持参して提出すること。ただし、離島その他の遠隔地で、直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合には、郵送によることができる。この場合にあつては、当該事情を証明する勤務先の証明書又は住民票を受験申込書に添付すること。

(イ) 郵送による場合は、所要の郵便切手を貼ったあて先明記の受験票返送用封筒を同封し、書留速達とすることとし、申込受付最終日までの消印のあるものにより有効とする。

4 合格者の発表

(1) 二級建築士試験

- ア 学科の試験 平成23年8月23日（火曜日）に発表する予定である。
- イ 設計製図の試験 平成23年12月1日（木曜日）に発表する予定である。
- (2) 木造建築士試験
- ア 学科の試験 平成23年9月6日（火曜日）に発表する予定である。
- イ 設計製図の試験 平成23年12月1日（木曜日）に発表する予定である。
- 5 合否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を社団法人沖縄県建築士会の事務所に掲示する。
- 6 その他 設計製図の課題は、平成23年6月8日（水曜日）ごろから社団法人沖縄県建築士会の事務所に掲示するほか、財団法人建築技術教育普及センターのホームページに掲載するとともに、学科の試験の試験場に掲示する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-1117 南風原町字津嘉山1537-6 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	---